

令和2年5月15日

学園設置校の全学生および  
顧問・監督・コーチ等 関係教職員 各位

学習支援センター

### 課外活動全面禁止の継続について

5月14日付で政府により青森県を含む39県の緊急事態宣言が解除されましたが、現在実施しております学園設置校の全ての学生および教職員が参加する全ての課外活動の禁止は、下記の通り継続されますのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 活動の全面禁止

学内外、活動の方法などの一切に関わらず、すべての課外活動を禁止します。強化指定部に関して、個人練習も禁止とします。

##### 2. 禁止の対象

課外活動全般：強化指定部、サークル、短大正課に係るサークル、学生プロジェクト、その他の課外活動

##### 3. 施設の閉鎖

学内の課外活動関係施設すべてを閉鎖します。閉鎖には野球場、サッカーグラウンドなどの屋外の施設も含まれます。

##### 4. 禁止および閉鎖の期間

令和2年5月25日（月）まで

##### 5. 禁止および閉鎖の解除について

活動の禁止および施設の閉鎖の解除については、学習支援センターからの解除の連絡をもって実行されます。

##### 6. その他について

期間は延長となる場合があります。

上記の決定に異議がある際は、学習支援センターまで申し立てを行ってください。

以上